

令和4年
3月号

駐在所広報

匹見の里

匹見駐在所
美濃地 健
TEL・FAX56-0004

通学路における見守り活動にご協力ください
地域の絆で子ども達を守りましょう



「ながら見守り」

にご協力ください。
・散歩しながら
・仕事をしながら
・庭の手入れをしながら
いろいろな活動しながら
子どもたちの見守りをお願いします。



「子ども110番の家」

の登録にご協力ください。
子どもが助けを求めてきたとき
・保護
・警察等へ連絡
していただく地域ボランティア活動です。

警察官(大学卒)採用
試験募集 開始目前!

誰かの役に立ちたい、島根県で働きたい方!ぜひご応募ください!
採用試験に関するご質問は
島根県人事委員会事務局
(Tel.0852-22-5438)
島根県警察本部警務課
(Tel.0852-26-0110)
までお問い合わせ下さい。



クロスボウは所持禁止・許可制
になります!!

銃刀法の一部を改正する法律が令和4年3月15日に施行され、今後、クロスボウの所持が原則禁止・許可制になります。

改正法が施行された後、6カ月経過する日(令和4年9月15日)以降も、不法に所持した場合、罪に問われます!!

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

重要

●みなさんにして頂きたいこと●
クロスボウが自宅等にある場合は、
必ず益田警察署に申し出て下さい。

警察において無償で廃棄を受け付けています。

重要



田植え時期前に、野焼きからの
山林火災が増えています。

火災

に気をつけましょう